

主な監査等の種類

定期監査（地方自治法第199条第4項）

財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理について、予算の執行、収入、支出、契約、現金及び有価証券の出納保管、財産管理等の事務が適正かつ効率的に行われているかどうかを主眼として監査します。

財政援助団体等監査（地方自治法第199条第7項）

市が補助金、交付金、負担金、貸付金等の財政的援助を与えている団体について、監査委員が必要と認めるとき、または市長の要求に基づき当該財政的援助等の出納その他の事務の執行が、適正かつ効率的に行われているかどうかを主眼として監査します。

例月現金出納検査（地方自治法第235条の2第1項）

毎月20日から25日までの間に、各会計の歳入歳出及び現金、歳入歳出外現金の出納事務が適正に行われているかどうかを主眼として検査します。

決算審査（地方自治法第233条第2項、地方公営企業法第30条第2項）

市長から決算書が審査に付されたら、決算その他関係諸表の計数の正確性を検証するとともに、予算の執行又は事業の経営が適正かつ効率的に行われているかどうかを主眼として審査します。

基金運用状況審査（地方自治法第241条第5項）

特定の目的のために積み立てられた定額の基金の運用が、適正かつ効率的に行われているかどうかを主眼として審査します。

健全化判断比率等審査・資金不足比率審査

（地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項及び第22条第1項）

健全化判断比率及び資金不足比率並びにそれらの算定の基礎となる事項を記載した書類の計数が、正確に計上され適正に作成されているかどうかを主眼として審査します。

その他

随時監査、行政監査、住民の直接請求に基づく監査、議会の請求に基づく監査、市長の要求に基づく監査、住民監査請求に基づく監査等